## 無所属の会志民だより

豊中市議会議員(改革派)

# 北ノ坊 しんじ

### ひさびさに議案に反対しました

去る9月に開催された議会に、2つの地区計画条例というものが市から提案されその条例に反対しました。 地区計画とは、ある特定地域の土地・建物の所有者などの一定の合意のもと、その地域だけに通用する 土地・建物に関するルールを設定する制度で、都市計画審議会で審議・決定されます。その内容に法的拘 束力を持たせたい場合にはその後、自治体の条例にすることで建築確認の要件となるため法的規制が可能 になります。ちなみに豊中市では住宅地における住民発意の地区計画が積極的に進められており、今回の 2条例も住民発意によるものです。

なぜ反対したかというと、昨年、議会でのある議員さんの指摘から、『住民発意の地区計画設定された地域で規制内容によってグループホームが建たなくなる』ということがわかったからです。今回、2 地区住民には市の障害者や高齢者の担当部署も説明に行き、必要だと思われる施設の説明をしております。にもかかわらず、地区計画の内容が結果的に、高齢者や障害者の住まいとされているグループホームが新築だけでなく既存住宅の転用であっても排除される内容だったからです。

私は、お任せ民主主義ではなく『地域のことは地域で考える』ことは素晴らしいことと考えており、その一環でもある地区計画制度を全面的に支持してきただけにこの指摘には大変ショックを受けると同時に自分の不勉強を反省しました。社会的に配慮が必要な人の住まいが住民意思で排除されるのは、単なる施設反対とは問題のレベルが明らかに違う、人権問題であると感じたからです。

グループホームとは高齢者や障害者が支援員の援助を受けながら少人数で地域で暮らす一つの形態であり、国や市も積極的に進めている制度です。一般的に障害者のグループホームは高齢者のものよりも規模が小さく、一般の戸建て住宅の空き家をそのまま活用したものも多く存在しており、豊中市内にも現在約70戸ありますが、高まるニーズに整備がまだ追いつかない状況です。

今回条例の対象となった 2地区は宅地開発当初から自治会申し合わせで土地や建物に関するルール作りがされてきており、良好な低層戸建て住宅の街並みが維持されてきました。それを地区計画条例という形で法的に守られる形にしたいとの思いで住民さんが今回の取り組みを進めてこられたと伺っておりますが、街並みを壊さないことを考慮しても、戸建て住宅を転用したグループホームは少なくとも受け入れられるはずですし、戸建て住宅地区でも受け入れられるものを受け入れることがその地区が果たすべき社会的責任ではないでしょうか。この地区が果たすべき責任を果たさないということは、その分を他の地区に押し付けていることになり、今後、他の地区から公平性の問題として異論が出てくるのではないかと懸念されます。

### 北ノ坊しんじプロフィール

生 年:昭和49年(1974年) 豊中市岡町生まれ

出 身 校:克明小·豊中5中·豊中高·立命館大·立命館大大学院(経営学修士)

議会 歴:環境福祉常任委員長、建設水道常任副委員長、空港問題調査特別委員長、

各常任委員会委員、クリーンランド議会議員等を歴任

現 役 職:無所属の会幹事長、議会運営委員会委員長、文教常任委員、

空港問題調查特別委員、都市計画審議会委員

その他:おかまちまちづくり協議会運営委員、

ボーイスカウト豊中18団副団委員長兼RS隊長 など

#### (表面から続く)

議員をしていると、障害者を子供に持つ方とよくお話をする機会があります。異口同音にしておっしゃられることは『私たち親が死んだあと、この子は幸せに暮らせる場所があるのだろうか』という心配の声です。親亡き後の障害者が、知り合いもいて慣れ親しんだ地域で安心して暮らしていくためにはグループホームはなくてはならない存在であり、誰しもが将来、障害者になる可能性があることを考えれば、人が住んでいるところであればどこにでも設置できるようにしておくことが大切であると考えます。

#### 賛否で二分した9月議会

今年度、私は都市計画審議会の議会選出委員をしていることもあり、まず、審議会の中で今回の地区計画案の問題点を明らかにしました。残念ながらそのまま計画決定されましたが、私の質問や意見を聞いて同調してくれる委員もおられました。

その後、9月議会に条例案が提出され審議されることになったのですが、この条例案を詳細に審議する建設水道常任委員会で、議決に加わらない委員長を除いて8名中6名が継続審査を表明され、一旦は継続審査ということになりました。今回議決するのはまだ早く、もう少し調査を続けて慎重に検討したいというのが継続審査です。これは異例なことで、市長提出議案が継続審査となるのは少なくとも私が議員になってからでは初めてのことでした。

ところがその後、9月議会で議決すべきという考えに変えられた会派が出現し、様々な場面で対応が協議されましたが、最終的には、議会最終日の本会議で継続せずに採決することとなり、結果、36名中20名の議員の賛成で可決となってしまいました。

#### でも議会の意思は示された

結果としては可決となってしまいましたが、<u>賛成する会派からも今回の条例について重大な懸念を示す意見が相次ぎ、今後このような条例は認められないということではほぼ見解が一致している状況です。</u>

今回、問題のきっかけをつくった議員として、議決としては残念な結果となりましたが、訴えた主旨がほぼすべての議員で共有できたのではないかという意味では非常にありがたく感じ、共に尽力いただいた議員各位には感謝と敬意を表したいと思います。また、無所属議員でもこれだけのことが出来るという、数の力ではない議員としてのやりがいも改めて感じたところであり、この経験を活かしてこれからも頑張っていきたいと気持ちを新たにいたしました。

この志民だよりは豊中市議会政務活動費を使用して発行しています 発行 豊中市議会 無所属の会 〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1 TEL 06-6858-2620

で意見・ご感想などは下記FAXまたはE-mailへどうぞ

### 北ノ坊 しんじ 事務所

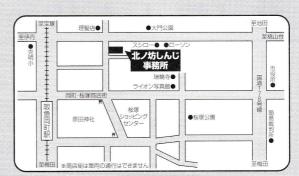
月曜日~木曜日 朝10時から 夕方5時まで開設しています

〒561-0885 豊中市岡町10-10

電 話:06-6857-7620

FAX:06-6857-4814 FAX番号変わりました

E-mail: shinji@kitanobo.net



★従来より引き続き「ふれあいコーナー(リサイクルバザー)」も開設しています